

那覇家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成23年9月27日（火）午後1時30分～午後3時30分

第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

筏津順子，大城勇夫，秦秀人，鈴木順子，照屋俊幸，坂名城泰山，比嘉正，
宮里玲子（五十音順，敬称略）

（説明補助者）

酒匂事務局長，小林首席家裁調査官，田中首席書記官，木村次席家裁調査官，
山田訟廷管理官，

（庶務担当）

城間総務課課長補佐

第4 議事

（発言者の略記＝◎：委員長，○：委員（裁判所委員は□），■：説明補助者）

1 開会宣言

2 委員長あいさつ（筏津順子）

3 新任委員の紹介（大城勇夫，照屋俊幸，坂名城泰山）

4 意見交換

（テーマ1「那覇家庭裁判所における少年事件の現状と保護的措置の取組について」）

(1) 少年審判手続の流れについてビデオ視聴

～少年審判 少年の健全な育成のために～（最高裁作成）

(2) 裁判所側の説明（項目のみ）

ア 少年事件の現状（事件の推移，沖縄の特徴等）

イ 教育的措置の取組状況（那覇家裁における教育的措置の内容，特徴，今後の

課題等)

(3) 説明後の意見交換等

○これまで、少年の犯罪を防ぐこと、また、少年を更生させるために、色々な教育的指導を含めた様々な処分等を行っているとの説明及びビデオでの紹介があったが、こういった指導については、どういう効果が現れたとか、どういう改善が行われたか等のデータ、係数等はあるのか。

■現在のところ、統計を取ることが難しいためデータはないが、再非行があったかどうか、あるいは、以前の指導等の取組がどれだけ少年に効果があったかという点は重要であることから、今後、把握していきたいと思っている。

○少年の指導等については、網羅的にやっていかなければ分からないことがあるのだろうと思っている。要はどういったことが効果を上げたかということが重要で、効果が上がった事を中心として進めていけばよいのではないか。

◎保護的措置の効果の検証というのは、家庭裁判所のテーマの一つでもあることから今後も検討を進めていくことになると思われる。

○保護観察処分については、沖縄県では全国に比べると件数が多いということであるが、保護司等は十分足りているのか、また、受け入れ態勢等についての状況を教えていただきたい。

■家庭裁判所では保護司等の人数は把握していないが、保護観察所からは特に保護司が不足しているという点や受入態勢等に問題があるとの情報は得ていない。

○試験観察での補導委託において、建設業や飲食業に委託しているとのことであるが、家庭裁判所では、そういう業種とのパイプはできているのか。

■補導委託先については各家庭裁判所に登録され、その登録先に委託することになるが、那覇家裁では、住み込み型のタイプで5箇所、福祉施設等通い型でのタイプを4箇所登録している。県外であれば、移動が容易である隣り合った他県等への委託も可能であり、補導委託先の選択肢は多いが、那覇家裁においては、他県への移動が容易でないため、委託が難しく、他県の家裁と比較すると補導委託先の選択肢が少ないというのが現状である。

○沖縄県の場合は、全国に比べて事件送致後、鑑別所に收容される（観護措置をとる）少年の割合が高く、また、処遇についても重い処分が多いとのことであるが理由は何か。

■事件の性質からみると、①粗暴犯による事件では、集団による事件が多く、結果的に被害が甚大になり悪質な事件に発展することが多いこと、②窃盗事件では、住居等に不法侵入して犯すことが多く悪質であること、③道路交通法違反では、集団での暴走行為を行うなど悪質な事件が多いことからである。

処遇については、監護力の弱い複雑な家庭が多い点からである。先ほどのビデオでは両親がしっかりしていたが、現実的にはそういう家庭はなかなか見当たらない。

○家庭環境については、沖縄県では全国に比べてより複雑な家庭が多いということか。

■沖縄県では親族の結束が強く親が子の面倒を見なくても、祖父母が面倒を見るというプラスの面もあるが、本来あるべき実父母での監護力が弱い家庭の割合が比較的高いと思われる。

○沖縄県の少年非行の特徴の中に、離婚家庭、多子家庭の多さ等が挙げられており、また、地域社会の強いつながりという点も挙げられているが、地域社会の強いつながりということはプラスの意味もあるのではないか。

■先ほどあげたようなプラスの意味もある。

■沖縄県では子供が3、4人いる多子家庭が多く、その場合両親が一番幼い子の面倒を見るのが精一杯で、上の子がほったらかされている家庭が多く、また、失業率も高いことから無職等による貧困家庭も多い、そういう社会的な背景があるのも沖縄県の少年事件の特徴だと思われる。

◎私も少年事件を担当しているが、沖縄県では、離婚家庭が多いことから片親の子供が多く、しかも仕事がなく、本当に生きていくこと自体が大変だろうと思われるような家庭の少年が事件を起こして裁判所に送致されるという事例がかなり多いと思われる。そういった環境の少年たちは家庭で放置されていることから、

夜遊びで、泡盛を万引きし仲間と飲酒をし、また、バイクを盗んで無免許運転をするなど、社会の悪い状況が少年事件に繋がっているという感じがする。

○調停委員として夫婦関係調整調停事件に立ち会うことがあるが、夫婦がうまくいかないとその子供に影響があるということはいつも感じている。夫婦が離婚するとしても、離婚が少年の非行の要因にならないよう、親権者を定める際は慎重に調停を進めており、また、離婚後の事情変更により親権者の変更についても慎重に調停を進めている。

○沖縄県での少年非行については、那覇市のような都心部と、中南部及び北部などの地方では、事件の質や件数についての違いはあるのか。

■市町村別等の統計がないことから分からないが、那覇市等の都心部の方が事件は多いという印象である。

○先ほど、悪質な事件や粗暴犯が多いとのことであったが、教育的措置との結果にも繋がるものと思うが、再犯の割合について全国と比較したデータはあるのか。色々な教育的措置を行っていることから再犯の関係とは当然リンクしてくるものだと思うことから伺いたい。

■手元にデータはないが、再犯の割合は全国と比べると高かったと思われる。

○家庭裁判所のデータでは未成年時での再犯のデータはあるが、成人になってからの再犯のデータはないと思われる。地裁で刑事事件を担当すると、少年時代からの前歴が分かることから、その視点から、少年の再犯等についての統計等調査の方法があるのではないかとと思われる。

■再犯率の点については、鑑別所の職員に伺ったところ、鑑別所に4回も送致された少年がいるなど、何度も鑑別所に送致される少年は再犯率が高いということであった。また、教育的措置を行う事件（鑑別所に送致しない事件）は、審判不開始・不処分で終了することが多い。そういった審判不開始・不処分で終了する事件の少年については統計がないという状態である。実感では、初犯から鑑別所に送致される（観護措置を執られる）ような少年は、再犯率が高いと感じている。先ほど話があった、教育的措置を行った少年については効果があったのか等でき

るだけ検証をしたいと思っている。

○家裁での主な教育的措置として、新聞記事学習というものがあることから、新聞社としては大変ありがたいことだと思っている。先ほどのビデオでも紹介があったが、家裁調査官については、非行少年について、教育的措置として切手整理活動等を行わせたり、自らを顧みる姿勢の大切さを説くという非常にすごい能力があると思われるが、家裁調査官に対する研修制度等の現状等はどうか。

■家裁調査官については、まず、家裁調査官補として採用され、研修所での1年間の集合研修と各庁での1年間の実務研修を終了すると、家裁調査官としての任につくことになる。家裁調査官任官後も定期的に総合研修所、高裁単位及び自庁での研修を行っている。

■新聞記事学習による教育的措置について、酒気帯び運転で送致された少年に、1か月間飲酒がらみの事件をスクラップしてもらったところ、沖縄県では飲酒がらみの事件が多いということを確認させられたことがあった。

◎家裁調査官の研修研鑽の点について、家裁調査官は実務の中でも毎週ケース研究を継続的に行うなど日々レベルアップを図っているところである。

◎他に、今回のテーマについて何か意見等があれば伺いたい。

○最近では少年事件を扱ったことはないが、加害者少年には手厚く扱っている一方、被害者側についての権利を守るということについては、被害者参加制度が創設されてはいるものの限界があるのではないかとの感想を持っている。

◎被害者に関する家裁の関与については、平成19年によく被害者配慮の制度が新設されたという段階である。そこで審判の段階では、被害者の方には傍聴、意見陳述、記録の閲覧謄写等の関与が認められているが、それは審判終了時までとなっており、その後は、被害者に対し裁判所から関与する余地は今のところないという状況である。この点については今後の課題になろうかと思われる。

■被害者配慮の点については、家裁調査官についても、調査の段階で積極的に被害者と面接などを行っているところである。この面接については審判のために行

われるものであるが、被害者の気持ちを聴くことにより、被害者の心の痛みを和らげるような効果もあるのではと思われる。被害者のケアを目的とする面接ではないが、被害者の声によりそのような面接を心がけているところである。

◎少年友の会の関係で、何か御披露されることがあれば御紹介をお願いしたい。
○那覇家裁では3年ほど前に少年友の会を立ち上げたところである。少年友の会では、先ほど話のあった教育的措置での、対馬丸記念館の清掃活動などに取り組んでいる。立ち上げてまだ間もないことから、会員数も少なくこれからの活動に期待してくことになるかと思うが、学生ボランティアを少年友の会に登録してもらって活動をお願いしているところである。今後、会員の登録等については、弁護士会や保護司会等にも協力を求めていきたいと思っているところであることからよろしくをお願いしたい。

(テーマ2「那覇家裁から見た児童虐待の現状と防止等について」)

(1) 裁判所側の説明(項目のみ)

- ア 児童虐待とは
- イ 沖縄における児童虐待の動向
- ウ 児童福祉法28条事件
- エ 現行の親権喪失宣告の概要
- オ 民法等の一部を改正する法律

(2) 説明後の意見交換等

○改正民法は親権を最長2年間停止する等の制度を柱として新設するもので、これは親の権限を抑制し、子の虐待に迅速柔軟に対処できるようにした非常に期待できる制度であり、子供の利益優先を明確化したということでも意義は大きいかと思われる。現実の問題では親が虐待をしつけと主張するなど、しつけと虐待の区別の難しさがあるが、体罰に関する改正民法での位置づけ、社会的意識の国民的合意等についてはどのようにになっているのか伺いたい。

□改正民法においては、しつけと虐待の区別等は特に定められていないが、家庭

裁判所では、申し立てられた事例を一件一件検討して判断することになると思われる。

○親権停止の2か年の間について、親元を引き離されるなど、虐待された子供についてはどういった仕組みが手当されているか教えていただきたい。

□民法自体で、定められていることではないが、一般的には児童相談所で保護されることになるかと思われる。親権停止の場合、祖父母が監護する場合もあるかと思われる。制度的にこのルートであればこういうルートになるという仕組みにはなっていないかと思われる。

◎今、話があったように、実際にどうするかという点については具体的な問題である。これまでの制度では、親権停止の制度はなく、親権喪失しかなかったことから、限定的に対応することができなかった。今回の法改正では限定的に対応できるという点が大きな点であり、運用についてはそれほど変わらないと思われる。

先ほどの意見と重複する点もあるが、法改正も視点を親から子に変えるというところであり、しつけなのか虐待なのかという点も、親の視点から子の視点に変えると、これまでとは見方が少し変わってくるのではないかとの感想は持っている。

○虐待と心中の関係について伺いたい。厚生労働省の調査では、親が子供と心中するのは児童虐待の一つであると定義付けをしており、虐待によって亡くなった子のほぼ半数は心中であった。また、心中の加害者の7割は実母であったとの内容であったと記憶している。心中の場合は日常的に暴力やネグレクトがないケースがあって、児童相談所としても非常に状況を把握しづらいということがあろうと思われるが、こうした心中という形の児童虐待を防ぐ手だて等はどのような形でなされているのか伺いたい。

○心中で子供が亡くなるケースの場合では、虐待ということで家庭裁判所に事件が係属することはないが、裁判所の役目としては、虐待で係属した個々の事件に対し、この事件ではどう対処すべきかを個々の事件ごとに判断を行う機関であるため、事前の防止という点では直接関与していくことがなかなかできないところ

である。

○民法の一部が改正され、より機能させるためにはいろいろなガイドライン作りが必要になってくると思われるが、例えば、子供の利益優先をどう適切に判断するのかという基準作り等を、今後そういう動きがあれば様々な場所で御教示いただきたいと思っているところである。

◎先ほども、虐待に対する事前の防止について話があったところであるが、実際に対処する機関は児童相談所等になるかと思われる。裁判所としても、児童相談所等関係機関との協議会も持っていることから、そういうところで議論して、明らかにしたいテーマだと思っていることから、今後とも努力していきたい。

5 次回テーマ

◎ 意見が出ないので、前回と同様に、期日の2か月前に議題についての照会書面を送付して意見を聴取する。

6 次回開催期日

追って事務局から調整を行う。

7 閉会宣言